

特別支援教育について

1 特殊教育（養護教育）から特別支援教育へ

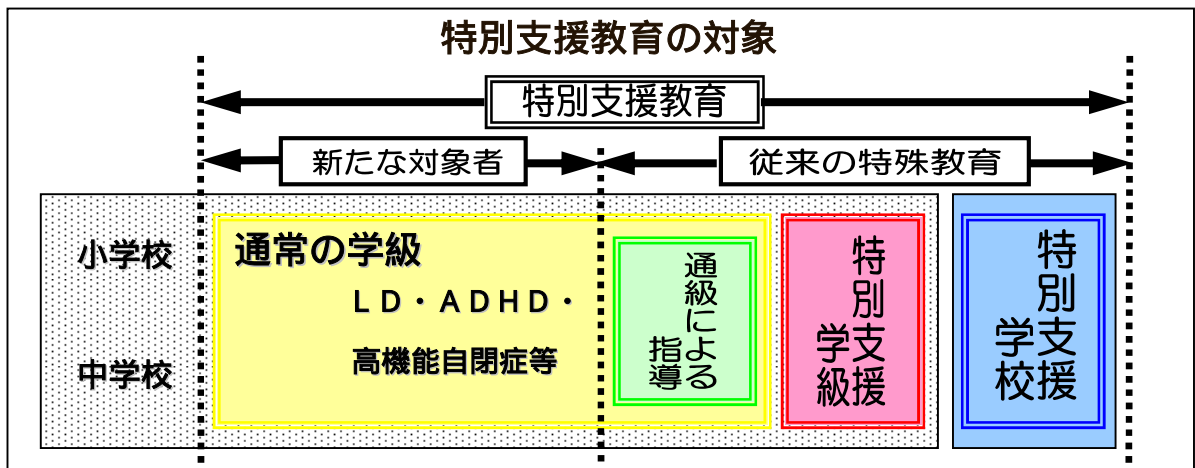
(1) 学校教育法の一部改正（平成19年4月1日施行）

特別支援学校の制度の創設

小・中学校等における特別支援教育の推進

(2) 小・中学校等における特別支援教育

通常の学級に在籍する学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を実施



資料「障害の定義」(p 5) 参照

(3) 特別支援学校における特別支援教育

児童生徒の障害の重複化等に対応した適切な教育の実施

小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助

(4) 名称等の改正

特殊教育（養護教育）	特別支援教育
盲・聾・養護学校	特別支援学校
特殊学級（養護学級）	特別支援学級

2 北九州市の特別支援教育

(1) 教育委員会における組織等の改正

特別支援教育課の新設

養護教育センター

特別支援教育相談センター

(2) 特別支援教育の現状

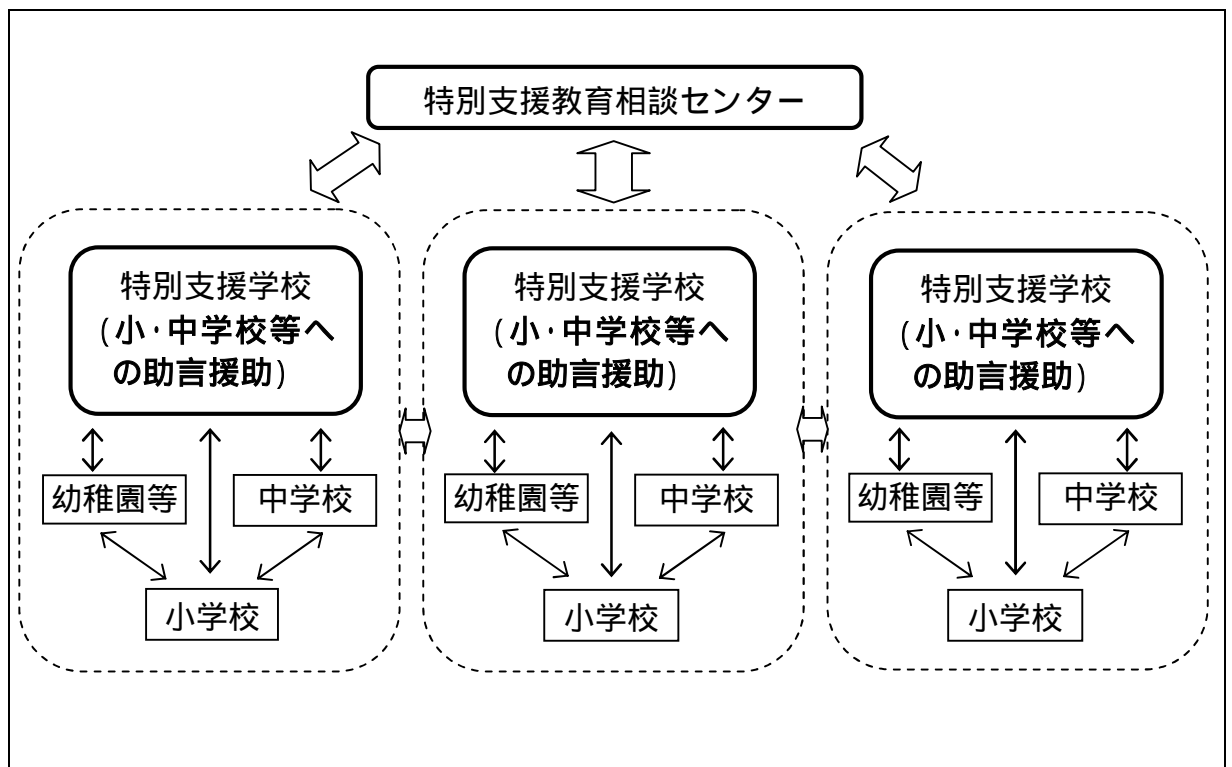
北九州市の特別支援教育（別冊リーフレット参照）

特別支援教育の取組

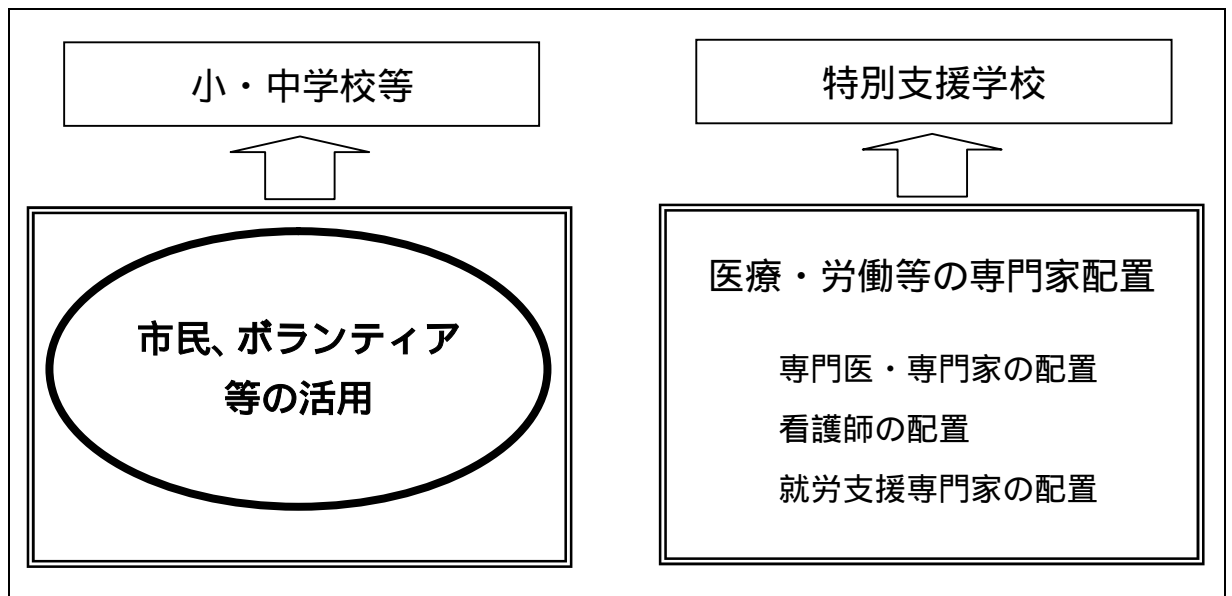
資料「北九州市の特別支援教育の取組」(p 6) 参照

3 今後の課題

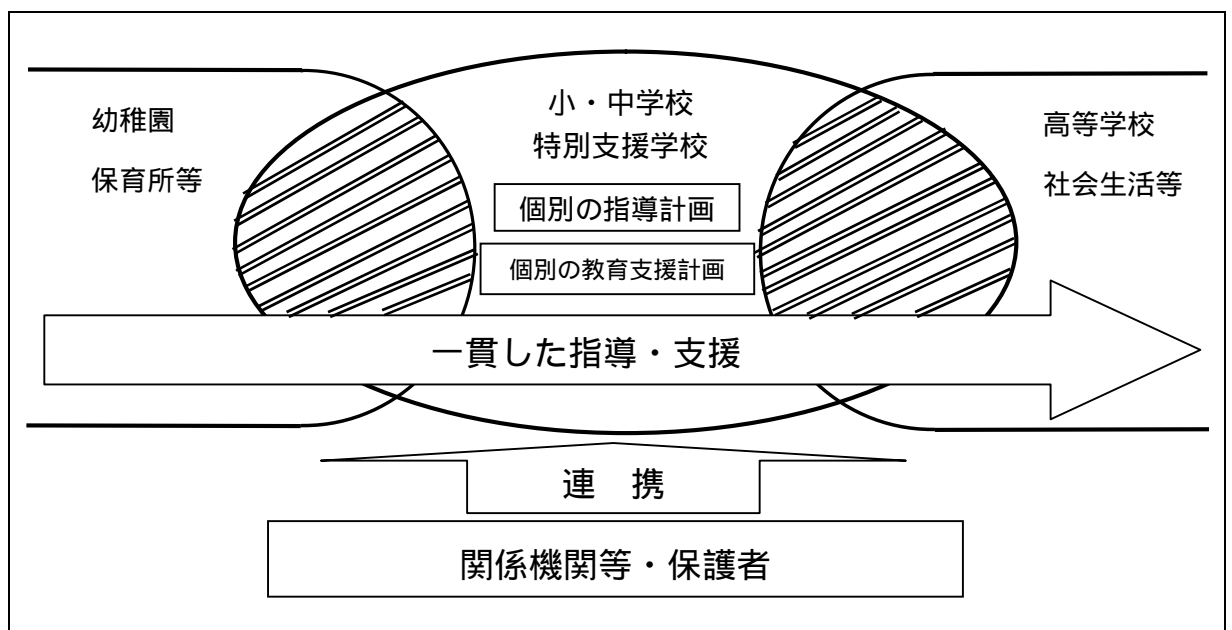
(1) 特別支援教育推進に向けた全市的な体制の整備



(2) 特別支援教育の場や教育環境の整備



(3) 一人一人の教育的ニーズに応える教育の推進



資料「障害のある幼児児童生徒の就学について」(p 7) 参照

資料「就学前における障害のある子どもの状況」(p 8) 参照

(4) 教員の専門性の向上と関係者への理解推進

特別支援教育コーディネーター養成研修（初級、中級）

特別支援教育コーディネーター実践研修

教育センターにおける研修（基本研修、専門研修、特別研修）

参考資料 「障害者の権利に関する条約（仮称）」について（p9～10）

(1) 概 要

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約

(2) 経 緯

平成18年12月 国連総会本会議において採択

平成19年 9月 署名

(3) 特 長

法的拘束力のある国際条約

「合理的な配慮」という新しい概念

障害の定義

学習障害（LD / Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはない。
聞く、話す、読む、書く、計算する等のいずれかに苦手さがある。

注意欠陥多動性障害（ADHD/Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）

不注意（気が散りやすい、物事に集中できにくい）
衝動性（思ったことをすぐ行動に移してしまう）
多動性（落ち着きがない） 等の行動の障害である。

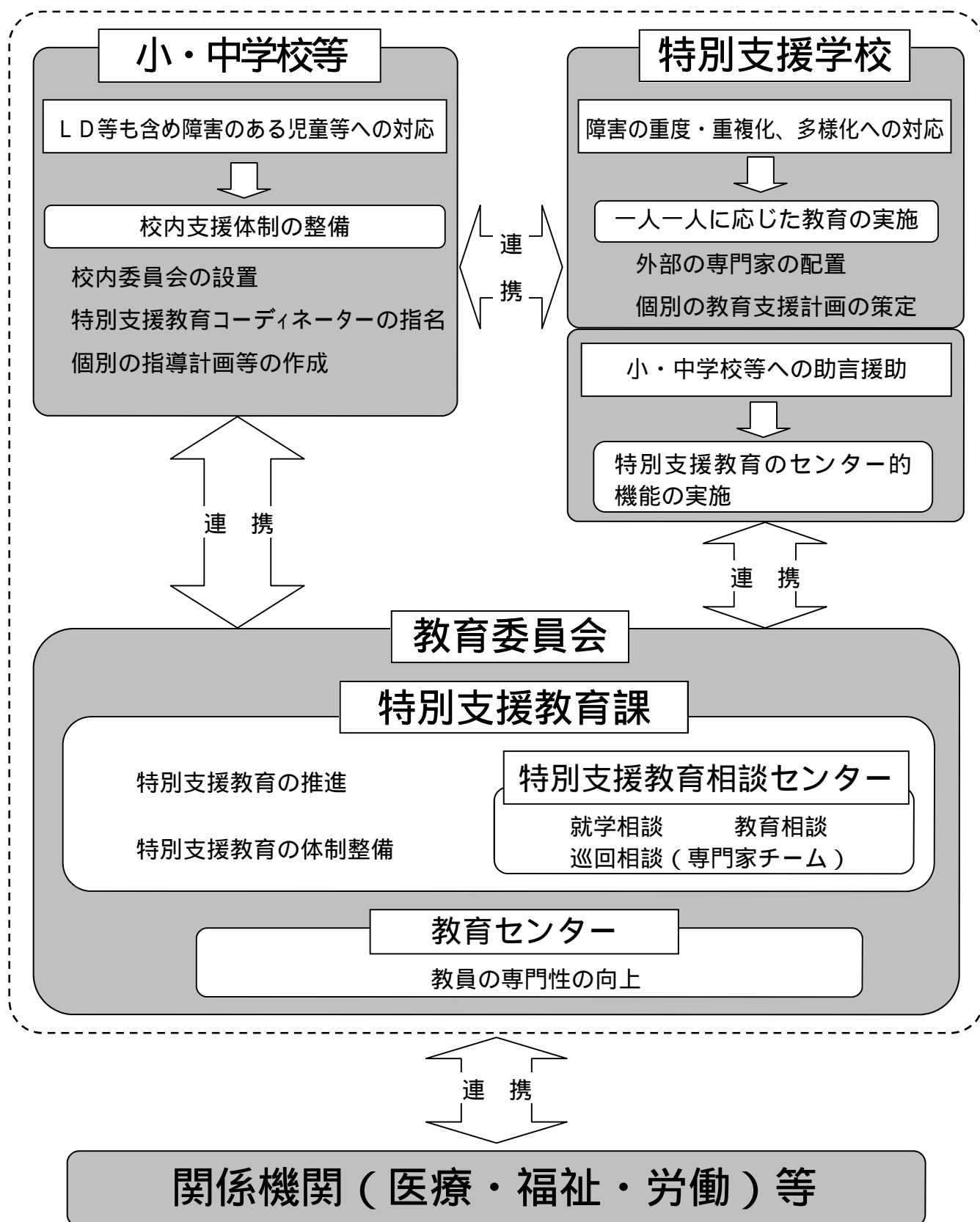
高機能自閉症等（アスペルガー症候群を含む）

高機能自閉症とは、～の自閉症の特性を併せ持ち、知的な遅れを伴わないものをいう。

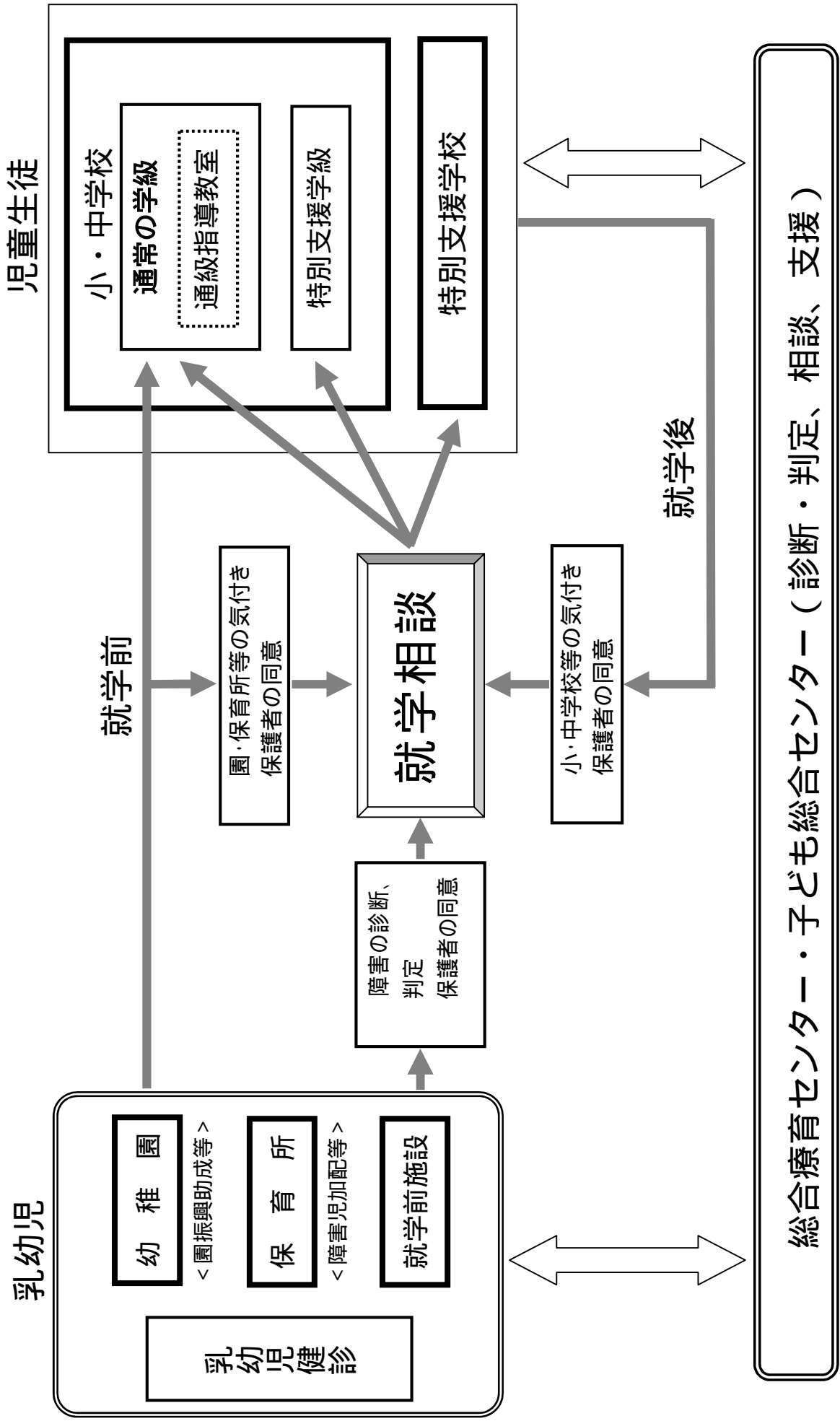
対人関係の苦手さ	視線が合いにくい。友だちとのコミュニケーションが取りにくく、大きな集団が苦手である。
ことばの発達の遅れ	難しいことばを使うが、状況に応じた使い分けが苦手である。場の雰囲気を読み取れない。
こだわり	自分の興味のある物や手順にこだわる。予定外や変更が苦手で、パニックにつながることもある。

アスペルガー症候群とは、知的な遅れを伴わず、～の自閉症の特性のうち、～のことばの発達の遅れを伴わないものである。

資料 北九州市の特別支援教育の取組



障害のある幼児児童生徒の就学について



就学前における障害のある子どもの状況

1 就学前における障害のある幼児の状況

施設区分		平成18年度	平成17年度	平成16年度
幼稚園 (3～5歳児)	園児数	14,447人	14,492人	14,738人
	うち障害児	85人 (0.59%)	93人 (0.64%)	85人 (0.58%)
保育所 (0～5歳児)	入所児童数	15,626人	15,681人	15,726人
	うち障害児	174人 (1.11%)	162人 (1.03%)	131人 (0.83%)
就学前施設の障害児		305人	288人	294人

幼稚園の園児数、障害児数は各年度とも5月1日現在。

保育所の入所児童数、障害児数は、各年度とも4月1日現在。

就学前施設とは、障害のある幼児に療育等を行うための入所、通所施設。

就学前施設の障害児数は、各年度とも6月1日現在。

「障害児」の判定は、身体障害者手帳・療育手帳の確認、児童相談所が発行する意見書または専門医療機関の発行する診断書などによる。

2 新小学1年生の就学相談に伴う就学措置の結果

就学区分		平成18年度	平成17年度	平成16年度
小学校	通常の学級	62人	79人	43人
	特別支援学級	65人	72人	46人
特別支援学校		48人	53人	56人
計		175人	204人	145人

各年度3月31日現在

新小学1年生とは、次年度の4月1日に措置された児童数

3 特別支援学校、特別支援学級における新小学1年生の状況

区分	平成19年度	平成18年度	平成17年度
新小学1年生の数	8,638人	8,559人	8,916人
特別支援学級	66人	68人	46人
特別支援学校	51人	57人	54人
小計(+)	117人 (1.35%)	125人 (1.46%)	100人 (1.12%)

各年度5月1日現在

障害者の権利に関する条約（仮称）について

1. 名称

Convention in the Rights of Persons with Disabilities

（仮称：障害者の権利に関する条約）

2. 概要

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、法の下での平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。また、条約の実施状況を監視する国際モニタリングにおいて、本条約独自の委員会を設置することも規定している。

3. 経緯

2002年7月から8月にかけてニューヨーク国連本部で障害者権利条約アドホック委員会第1回会合が開催されて以降、8回に亘る会合により本条約案の検討が行われ、その結果、本条約は2006年12月、第61回国連総会本会議において採択されるに至った。その後、本条約は2007年3月30日に署名のために開放された。

現在我が国は署名・批准に向けた検討を行っているところ。

【参考】教育関係の規定内容（文科省暫定訳につき今後変更可能性あり）

第4条 一般責務

2 締約国は、経済的、社会的及び文化的な権利に関し、国際法に従って即時に適用可能な本条約に示される義務を果たしつつ、これらの権利の完全な実現を漸進的に図る観点から、各国における利用可能な資源の限りにおいて、また、必要な場合には国際協力の枠組みの中で、措置を講ずるものとする。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。非差別及び機会均等の観点から、締約国は、あらゆる教育段階、生涯学習におけるインクルーシブな教育制度を確保することとし、次のことを指向する。
 - (a) 潜在能力並びに自己の尊厳及び価値に対する認識を最大限伸長すること、並びに人権、基本的自由及び多様性の尊重を強化すること
 - (b) 障害者の人格、才能、創造力、精神的及び身体的な能力を最大限に伸ばすこと
 - (c) 障害者が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること
- 2 この権利を実現するため、締約国は次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度から排除されないこと、障害のある子どもが障害を理由として無償かつ義務の初等中等教育から排除されないこと
 - (b) 障害者が、自己の住む地域社会において、他の（障害のない）者との平等を基礎として、インクルーシブで質の高い無償の初等中等教育にアクセスすることができること
 - (c) 個々の必要に応じた合理的配慮
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度内で受けること
 - (e) 完全なインクルージョンという目標を考慮しつつ、学方面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置が提供されること
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として、教育に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技術及び社会技術を、習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替スク립ト、コミュニケーションの補助的及び代替的な様式、手段及び形態、並びに歩行技能の習得を容易にすること、また、（障害者同士の）ピアサポート及びピアメンタリングを容易にすること
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること
 - (c) 盲、聾及び盲聾の人、特に子どもの教育が、その個人にとって最も適当な言語並びにコミュニケーションの様式及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること
- 4 この権利の実現を確保することを補助するため、締約国は、手話又は点字の訓練を受けた教員（障害のある教員を含む。）を雇用するため、及びすべての教育段階において教育に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。その研修には、障害への認識、適当なコミュニケーションの補助的及び代替的な様式、手段及び形態の使用、並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。
- 5 締約国は、障害のある人が、差別なく、他の（障害のない）者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害のある人に提供されることを確保する。